明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一）　一
○家事事件手続規則の一部を改正する規則（同二）　二

〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務二）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産五四～六六）　六
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二）　六
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同三）　六
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同四）　六
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同五）　六
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同六）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（同七）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一二）　八
○道路に関する件　八
○都市計画に関する件（関東地方整備局七、八）　八
○道路に関する件（九州地方整備局二～四）　八

〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　財務省　最高裁判所　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項　九
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九

文教
日本学士院会員候補者の推薦について（日本学士院）　九
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二

〔公告〕
諸事項　二

官庁
司法書士懲戒処分、金融商品取引業者に対する行政処分関係　二

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、特定空家等の除却命令関係　二九

会社その他　二九

最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月十日

最高裁判所

執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則

執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「二万四千円」を「二万六千五百円」に改め、同条第二項中「八千円」を「九千円」に改める。

第四条第一項の表以外の部分中「一万四千円」を「一万五千五百円」に改め、同項の表手数料の額の欄中「三千五百円」を「四千円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に、「七千円」を「八千円」に、「九千五百円」を「一万五百円」に、「一万千五百円」を「一万三千円」に、「一万四千円」を「一万五千五百円」に改め、同条第二項中「二千五百円」を「三千円」に改める。

第五条中「二千五百円」を「三千円」に改める。

第六条第一項中「三千五百円」を「四千円」に改め、同条第二項中「千八百円」を「二千円」に改める。

第七条中「九百円」を「千円」に改める。

第八条第一項の表一万円以下の項中「千五百円」を「千七百円」に改め、同条第二項中「千五百円」を「千七百円」に改める。

第九条第一項中「二千五百円」を「三千円」に改める。

第十条第一項中「七千円」を「八千円」に改める。

第十一条第一項中「一万五千円」を「一万七千円」に改める。

第十二条中「二千五百円」を「三千円」に改める。

第十三条第一項中「七千円」を「八千円」に改める。